

会費未納者の取扱についての申し合わせ

1. 学会費納入については、毎年、(財)農林統計協会から納入依頼が発送される。なお、未納者に対して年2回の督促が行われる。
 2. 学会費未納者については、毎年、常任理事会に報告され、常任理事は分担してその督促に当たる。
 3. 2年間滞納した会員については、学会誌等の発送を停止する。
 4. 3年間滞納した会員は、常任理事会の承認によって退会したものとする。ただし、その退会に際して、2年間の未納会費の納入は行うものとする。
 5. この申し合わせの改正は、常任理事会の議を経て理事会の議決による。
- 付. この申し合わせは2001年6月16日に制定し、同年4月1日から適用する。
2005年6月18日改正。